

第20次東京都消費生活対策審議会

第1回総会

議事録

平成20年5月20日(火)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午前10時10分開会

消費生活部長 それでは、大変お待たせいたしました。お足元の悪いところをご出席をいただきましてありがとうございます。本日は第20次の消費生活対策審議会の初回の会合でございます。いろいろと会長の選任等、また、委員の皆様方のご紹介等、予定がございますので、ちょっと開始を遅らせていただきましたことをお詫び申し上げます。

なお、本来、委員の皆様方お一人お一人に委嘱状をお渡し申し上げるべきところでございますけれども、時間の関係もございますので、大変恐縮でございますが、お手元に置かせていただいております。ご容赦をいただきたいと思います。

定足数についてご報告を申し上げます。本日もご出席をいただいております委員の皆さんは21名いらっしゃいます。そのほかに、また委任状も2通届いております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開といたしまして、総会の内容は、都のホームページ等に掲載をし、公表させていただきますことをご了承をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第20次東京都消費生活対策審議会第1回総会を開会させていただきます。

後ほど会長をお選びいただきますまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座ってご案内をさせていただきます。

初めに、お配り申し上げます資料についてご案内をさせていただきます。

まず、資料の右肩のほうに資料番号がついておりますのでご覧をいただきたいと思います。

資料1「第20次東京都消費生活対策審議会委員名簿」でございます。それから資料の2が「第20次東京都消費生活対策審議会幹事・書記名簿」でございます。資料3が「東京都消費生活基本計画改定（素案）」でございます。それから資料4、A3で綴じてございますけれども、「東京都消費生活基本計画関連施策一覧」でございます。資料5でございますが、クリップどめになっておりまして、中に冊子等も入っておりますが、「商品等の安全問題に関する協議会『折りたたみ椅子等の安全確保について』の報告について」でございます。それから資料6が「商品テスト『家庭用電気掃除機の排気中に含まれる微粒子』の結果について」でございます。それから資料7でございますが、これはA4、1枚

と、その下にA 3、2枚、資料7、資料7 - 1、資料7 - 2と枝番が振ってございますが、資料7は「東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定の一部改正について」、それから資料7 - 1が「JAS法で定める加工食品の品質表示基準」、資料7 - 2が「調理冷凍食品の原料原産地表示に係る告示及び周知等スケジュール（予定）」でございます。ほかに参考資料といたしまして、「第19次東京都消費生活対策審議会答申 - 食品の原料原産地表示のあり方について - 」、以上でございます。

一応、準備は抜かりなくしたつもりでございますが、万一、何か足りない点、落丁等ございましたら、まことに申し訳ございませんがお知らせいただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、委員及び専門員の方々をご紹介申し上げます。資料1をご覧ください。

委員名簿は五十音順に記載してございます。この名簿の順にご着席をしていただいております。

それでは、ご紹介を申し上げます。

弁護士の池本誠司委員でいらっしゃいます。

都議会議員、石川芳昭委員でいらっしゃいます。

都議会議員、遠藤衛委員でいらっしゃいます。

都議会議員、大津浩子委員でいらっしゃいます。

都議会議員、大山とも子委員でいらっしゃいます。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授、鹿野菜穂子委員でいらっしゃいます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授、河上正二委員でいらっしゃいます。

社団法人消費者関連専門家会議専務理事、川野洋治委員でいらっしゃいます。

上智大学法学部准教授、楠茂樹委員でいらっしゃいます。

東京都公立高等学校長協会会長、齊藤光一委員でいらっしゃいます。

都議会議員、桜井武委員でいらっしゃいます。

主婦連合会事務局長、佐野真理子委員でいらっしゃいます。

有限責任中間法人日本ヒープ協議会顧問、須古邦子委員でいらっしゃいます。

くらしき作陽大学子ども教育学部教授、詫間晋平委員でいらっしゃいます。

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長、長田三紀委員でいらっしゃいます。

東京商工会議所産業政策部統括調査役でいらっしゃいます橋本昌道委員は、ちょっと遅れていらっしゃいます。

続きまして、日本女子大学家政学部准教授の細川幸一委員でいらっしゃいます。

一橋大学大学院法学研究科教授、松本恒雄委員でいらっしゃいます。

ジャーナリスト、宮崎隆典委員でいらっしゃいます。

弁護士で東京経済大学現代法学部教授の村千鶴子委員でいらっしゃいます。

東京消費者団体連絡センター事務局長、矢野洋子委員でいらっしゃいます。

社団法人全国消費生活相談員協会特別参与、山上紀美子委員でいらっしゃいます。

なお、本日ご欠席でいらっしゃいますが、名簿の上のほうをご覧いただきますと、東京私立中学高等学校協会会長の近藤彰郎委員、それから慶應義塾大学大学院法務研究科教授の橋本博之委員、それからお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授の御船美智子委員、このお三方は、本日所用につきご欠席というご連絡が入っております。

続きまして、本審議会の専門員の方々、4名の方々をご紹介します。

日本女子大学家政学部非常勤講師、夷石多賀子専門員でいらっしゃいます。

首都大学東京大学院社会科学部教授の亀井源太郎委員でいらっしゃいます。

明治学院大学法学部准教授、圓山茂夫専門員でいらっしゃいます。

明治学院大学経済学部准教授 丸山正博専門員でいらっしゃいます。

以上の方々でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の所管局でございます生活文化スポーツ局の幹部職員をご紹介します。

渡辺生活文化スポーツ局長でございます。

続きまして、三橋生活文化スポーツ局次長でございます。

高西総務部長でございます。

続きまして、資料2のほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、幹事でございますけれども、本日ご出席の幹事をご紹介します。

青少年・治安対策本部の八木沼治安対策担当部長でございます。

環境局の長谷川環境政策担当部長でございます。

福祉保健局の桜山健康安全部長でございます。

東京消防庁大江防災部長でございます。

消費生活総合センターの永野所長でございます。

計量検定所の大平所長でございます。

なお、書記につきましては、資料2の名簿の配付をもってご紹介にかえさせていただきます。

次に、会長の選出をお願いしたいと存じます。

審議会運営要綱第4第1項によりまして、会長は、「審議会に属する委員のうちから互選する。」となっております。いかがいたしましょうか。

長田委員どうぞ。

長田委員 長田でございます。前々期、前期と会長をお務めいただきました、一橋大学の松本先生に引き続き会長をお願いするのが一番いいのではないかと存じますが、いかがでしょうか。

消費生活部長 長田委員のほうから、松本委員に引き続き会長をというご推薦がございましたが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

消費生活部長 それでは、松本委員が会長に選出をされました。

松本会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。会長席のほうにお移りをいただきたいと存じます。

(松本会長、会長席へ移動)

消費生活部長 それでは、恐縮でございますが、会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

松本会長 3期目の会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日、雨が降っているということで、かなり早めに自宅を出たんですが、予想を上回る電車の遅れのために、ちょっと遅刻をしてしまいまして、危機管理能力が欠如しているといつも女房に言われるんですけども、消費者問題というのは、やはり危機管理との関係もございますから、もう少し身を引き締めたいというふうに思っております。

東京都の消費生活対策審議会は、従来から諸先輩、諸委員の皆様のご努力によりまして、国の政策に先駆けるようなことを様々に行ってまいりました。現在、国においても、消費者行政の一元化ということで新しい試みがされているところでありますが、東京都もそれに負けないで、国のさらにもう一歩先を進むようなことをぜひ、委員の皆様、職員の皆様、協力してやっていきたいと思っておりますので、どうぞ今期もよろしくお願いいいた

します。

消費生活部長 どうもありがとうございました。それでは、以後の進行につきまして、会長にお願いをいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

松本会長 それでは、まず、会長代理を指名いたしたいと思います。審議会運営要綱第4の3に、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」というふうになっております。そこで、池本誠司委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、池本委員、よろしいでしょうか。

池本委員 はい。

松本会長 それでは、どうぞお願いいたします。こちらの席のほうに。

(池本委員、会長代理席へ移動)

松本会長 次に、本日は当審議会に対しまして知事から諮問がございます。渡辺局長から諮問をお受けいたします。

生活文化スポーツ局長 諮問文を読み上げます。

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成20年5月20日

東京都知事 石原慎太郎

記

東京都消費生活基本計画の改定について

以上でございます。

では、会長、よろしくお願いいたします。

(諮問文手交)

松本会長 それでは、渡辺局長からご挨拶をお願いいたします。

生活文化スポーツ局長 諮問に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいま知事の代わりに東京都の消費生活基本計画の改定につきましての諮問文を松本会長にお渡し申し上げました。

現行計画は当初定めた10年間の計画期間を終了したわけでございますが、この間の消費者を取り巻く状況は非常に大きな変化をしております。また、政府のほうも、消費者庁の設立というような形での施策の大きな転換が予測されるところでございます。そういう状況の中で、この計画を速やかに改定する必要があるというぐあいに認識をしていると

ころでございます。

ところで、都民の消費生活の安定と向上を図っていくためには、言うまでもなく、消費生活の様々な局面に応じた政策課題を設定した上で、実行していく必要がございます。その際には、消費者の視点に立って、都の諸施策を総合的・計画的に推進していくことが求められているわけでございます。また、区市町村や国及び他の地方自治体のほか、消費者団体をはじめ、民間の様々な活動とも密接に連携して、取り組んでいくことが重要でございます。

このような基本認識のもとに、第19次審議会におきましてご意見をちょうだいしながら、改定計画の素案をまとめておりますが、これをたたき台といたしまして、これから本格的にご審議をいただきたいと存じております。

できれば、夏にもご答申をいただきまして、都議会にご報告した後、新しい計画をスタートさせたいと考えております。

委員の皆様には、大変お忙しい中、このような忙しい日程のお願いをして大変恐縮でございますが、消費者を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要がございますので、ぜひともご高配を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

簡単ではございますが、諮問に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

松本会長 ありがとうございます。続きまして、本諮問の趣旨について、事務局からご説明をお願いいたします。

消費生活部長 それでは、お手元にお配りしてございます諮問文の裏面をご覧くださいと思います。ここに諮問の趣旨を記載してございますので、読み上げさせていただきます。

近年、社会の少子高齢化が進むとともに、経済のグローバル化や規制緩和の進展、高度情報化などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変貌している。また、食品や身近な商品等の安全・安心が脅かされ、消費者被害が多発するなど、都民が安心して消費生活を送る上でさまざまな問題が生起している。

東京都は、消費生活行政について、これまでも消費生活基本計画に基づいて総合的・計画的に施策を推進してきたが、消費者の視点に立った取組を今後も一層強化していく必要がある。

このため、消費生活行政を効果的に推進していく向こう5年間の指針となる「消費生

活基本計画の改定について」諮問するものである。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。続きまして、審議の進め方などをお諮りしたいと思えます。

今回の諮問につきましては、前期第19次の消対審第6回総会におきまして、事務局より提出された改定基本計画の骨子案を大筋で了承しております。そこで、今後は、本日提出されました素案をもとに、具体的・専門的に審議を進めていくこととなります。

そこで、東京都消費生活条例第45条第9項に、「専門の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる」という規定がございますが、この規定に基づきまして、これから設置していただく部会が中心となって審議を行い、その結果を総会にご報告いただくという進め方にしたいと思えます。

そのような方式で審議を進めるということでご賛同をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 ありがとうございます。それでは、部会を設置して審議を進めるということにいたしたいと思えます。

次に、部会で審議をお願いする委員及び部会長の選任に入ることにいたします。

部会の委員及び部会長につきましては、審議会の運営要綱第7の1項及び2項により、会長が指名するということになっております。私のほうで考えさせていただいた部会委員の案を配付いたしますので、まずご覧いただきたいと存じます。

(部会委員名簿案、配付)

松本会長 部会の委員につきましては、ただいまお手元にお配りいたしました案のとおり、委員から6名、専門員から3名の方に入っていただくということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様、専門員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

次に、部会長ですが、部会長は、会長代理の池本委員にお引き受けいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 ありがとうございます。それでは、部会長に選任されました池本委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

池本委員 池本でございます。私も少し遅刻してまいりまして大変申し訳ありませんでした。

東京都の消費者基本計画は、国に先立って一番最初につくって、国の消費者政策をむしろリードする一つの役割を果たしたというふうに評価しております。ただ、その後、国でも消費者基本法が改正され、消費者基本計画を策定し、この数年前から国のほうでも非常にテンポ早く、消費者関係の法制度も動いていますし、ご承知のとおり、消費者行政一元化でみるみるうちに動こうとしております。

そうしますと、この東京都の基本計画も、国がこれから半年、1年で作り上げていく消費者行政の構図をきちんと受けとめるだけではなくて、さらにその一步先を取り込んで、きちんと視野に入れたものをつくらなければいけないという意味では、非常に大変な時期だろうというふうに思います。

部会委員の皆様にご協力をいただきまして、できるだけ先取りしたものを、この審議会にも提示していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

松本会長 ありがとうございます。本日決まりました部会の構成等につきましては、本日欠席された委員の皆様方に、事務局を通じてご連絡をお願いいたします。

それでは、続きまして、今回の諮問事項の審議スケジュールにつきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 ご説明させていただきます。次回総会までの間に部会を4回ほど予定しております。部会での審議・検討の内容を、次回総会にご報告いただければと思っております。

また、本日事務局よりご提示させていただきました基本計画改定素案につきまして、都民からの意見募集を予定しております。その結果も参考にさせていただきましてご審議をいただき、できますれば7月末には答申をいただければと思っております。

都としましては、答申を踏まえまして改定基本計画を策定しまして、9月の都議会に報告後、計画をスタートしたいと考えております。

松本会長 ありがとうございます。9月には議会に報告をということでございますので、そのようなスケジュールでやっていただくということによろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご説明のとおりスケジュールで、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、素案についての意見交換に移りたいと思っております。

まず、素案につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

企画調整課長 企画調整課長の樋渡と申します。よろしくお願いいたします。

資料の3をご覧くださいと思います。「東京都消費生活基本計画改定（素案）」と
なってございます。

ご説明させていただきます。ご挨拶の中にもいろいろございましたけれども、基本計画
の改定に向けましては、19次の審議会におきまして、事務局よりご提案しました内容につ
きまして、既にご了解いただいたところもでございます。これまでの経過を簡単にご説明さ
せていただきます。

昨年7月の第5回総会におきまして、「東京都消費生活基本計画」改定に向けての考え
方をお示ししております。それから、本年3月の第6回総会におきましては、基本計画改
定案骨子をお示ししてございます。

本日は、この素案をもとにしまして、これまで大筋でご了解いただきました内容も含め
ましてご説明をさせていただきます。

それでは、入らせていただきます。

1ページ目、「第1章 計画の基本的考え方」でございます。1ページ目、2ページ目
につきましては、まず、1の「基本理念」、それから2ページ目の2の「計画の目的と性
格」につきましては、消費生活条例の考え方に沿ったものでございますので、現行計画の
考え方を踏襲しておるところでございます。ただし、3の改定の趣旨でございますが、当
初決めました10年間の計画期間が終了しまして、この間の消費者を取り巻く状況の変化に
対応した計画に改めるということになってございます。

それから、4の「計画期間」でございますけれども、これにつきましては、時期に即し
た計画としていろんなことに対応していくために、平成20年から24年度までの5年間の計
画にしております。

それから、「計画の推進」でございますが、毎年度の事業実績をもとに、基本計画の進
捗状況を、この消費生活対策審議会に報告して意見を求め、その内容を施策に反映するこ
とにしております。また、時期につきましては、例えば、5月、6月が適当ではないかと
か、そういうことをご提案しているところでございます。ここまでにしましては、概ね
ご了解をいただいております。

それでは、次に入らせていただきますけれども、3ページ目でございます。「第2章
消費生活をめぐる主要な課題」でございます。

消費生活行政の施策及び関連施策につきましては、今後どのようにするかを考えていくためには、与えられた課題を的確に把握する必要があるかと思っております。詳細につきましては、今後いろいろご議論いただく必要があると存じますが、この間の19次審議会での議論を踏まえまして、この第2章にございますように、主要な課題について、素案において整理させていただいておるところでございます。

まず、大きく主要な課題としまして、3つを挙げてございます。1つ目が「商品等に対する安全性への不安」、2つ目が「悪質商法等による消費者被害の拡大・深刻化」でございます。3つ目が5ページになりますけれども、「地球環境問題の深刻化」ということでございます。

具体的な内容に入っていきたいと思いますが、また3ページ目に戻っていただきたいと思っております。主要な課題の1番目、「商品等に対する安全性への不安」について、商品やサービスの安全性に対する不安が社会的に高まっておりまして、それに対して安全・安心を確保することが必要であるということで、これを設けてございます。

具体的な項目の1つ目としまして、食品の安全・安心の確保ということを載せております。これにつきましては、例えば、冷凍食品の表示の関係とか、食品をめぐる偽装問題等を含めまして、食に関する安全・安心の確保が課題となっている。

それから、2つ目でございますが、「商品やサービス等の安全性の確保・事故防止」でございますが、例えば、商品事故とか、エレベーターの事故とか、そういうのが多発しており、そういうものの安全性が課題となっております。

3つ目としまして、「商品やサービスの適切な表示」でございます。

続きまして、主要な課題の2番目です。「悪質商法等による消費者被害の拡大の深刻化」ということでございます。高齢者や若者をねらった悪質商法、それから架空不当請求に加えということで、多重債務の関係につきましても、最悪の場合は家庭崩壊や自殺にもつながりかねない深刻な社会問題となっております。それらにつきましては、消費生活センターに寄せられる複雑・多様な苦情相談についても、これから対応していく必要がある。また、悪質事業者に対する取締りの強化、消費者が被害にあわないための仕組みづくりなどが求められております。

具体的な項目としてここでは8点記載してございます。まず1番目としまして、高齢者に対していろんな悪質な商法が多発しております。それに対して対策が必要であるということで、「高齢者・若者の消費者被害対策」として悪質な事業者に対する取締り強化が必

要であると。

2つ目が「架空請求・不当請求等に対する対策」でございます。

それと、3つ目がインターネットが普及して、それによっていろんな被害が出ておりますので、「インターネット等の利用による被害対策」が求められております。

4つ目が「都の相談体制等の充実・強化」でございます。消費者被害の的確な救済を図るためには、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、相談体制の充実・強化が求められているところでございます。また、区市町村の消費者部門に対しても適切な情報提供が重要でございます。

それと、5つ目につきましては、「被害防止のための普及・啓発」ということでございます。

6番目に「多重債務問題等に対する対策」でございます。

7番目としましては、「国及び関東近県との広域連携」ということで、消費者被害は都域だけではなくこれはいろんなところにも被害が広がっております。事業者に対する取締りなどを迅速に行うための体制づくりや、近隣自治体との連携が必要であります。それから、国に対してもいろんな要望をしていくということになると思います。

8番目として、「消費者団体訴訟制度の対応」ということで、消費者団体の訴訟制度が有効に機能するようにということで、消費生活相談情報の提供など、いろいろ積極的に支援していくことが求められております。

5ページ目に移らせていただきたいと思います。ここで主要な課題の3番目としまして「地球環境問題の深刻化」でございます。申し上げるまでもなく、地球規模で環境問題が深刻化しております、その解決のためには、消費者一人一人が環境問題に対する意識を高めることが必要です。行政、事業者、消費者が協力、連携し、環境に配慮した行動を促進する必要がございます。

それでは、6ページをご覧いただきたいと思います。

第3章、消費生活に関する施策の展開でございます。ここでは、第2章で述べました、消費生活をめぐる主要な課題につきまして、具体的に各政策課題と施策の方向を示しております。政策課題として5つ設けてございます。

まず、政策課題1としまして、「安全で安心できる消費生活基盤の確保」を挙げてございます。

それから、8ページになります。政策課題の2としまして、「取引における公正・公平

の確保」ということでございます。

それから、同じく 8 ページ、政策課題の 3 「消費者被害の防止・救済」でございます。

それから、9 ページです。下段のほうになります。政策課題 4 「消費者の自立支援と消費者意向の社会経済活動への反映」でございます。

それと、11 ページになります。政策課題 5 としまして、「消費者の意見・意向の行政活動への反映」でございます。

それから、一番最後をご覧くださいと、別紙ということで、「消費生活に関する施策の体系」という資料がついてございます。この政策課題のところは 1 番から 5 番まで入っております。それを今度は具体的な施策の方向として分類したものが、(1 - 1) とか、(1 - 2) というふうになってございますので、それをまたご説明差し上げたいと思いません。

申し訳ございませんが、6 ページにお戻りいただきたいと思いません。

先ほど申し上げました政策課題 1 「安全で安心できる消費生活基盤の確保」でございますが、行政として適切な施策を講じることによって、商品サービス等の安全確保の万全を図るということで施策の方向としては、例えば、(1 - 1) で「商品・サービス安全性の確保」と書いてございますが、具体的な施策の例としましては、すべて網羅しているわけではございませんが、ここに 5 点ほどございますけれども、「輸入食品対策の推進」、これは表示の関係もございまして。それから 2 つ目として、「危害・危険情報の収集、評価・分析及び『安全性に関する調査』」ということになってございます。

それと、この具体的な事業の中身をご覧ください場合は、ちょっとご説明したいと思いますけれども、申し訳ございません、資料 4 でございます。資料 4 の 1 ページ目、例えば (1 - 1) でございますが、「商品・サービスの安全性の確保」ということでございますけれども、「輸入食品対策の推進」というふうに事業名がございまして、施策の概要としましては、一応、「輸入食品にかかる安全・安心の確保のため、残留農薬、遺伝子組換え」等々というふうに書いてございます。そういう形で一つずつここに施策が載っているということになってございます。

また、もとに戻っていただき、素案の 6 ページ、2 つ目は「商品・サービスの安定的な供給」ということで、ここに載せてございます。

それと、7 ページをご覧くださいと思いませんが、(1 - 3) ということで、「商品・サービスの多様な選択の確保」ということで、ここにつきましては、(1 - 3) のと

ころの〔具体的な施策の例〕で、「加工食品の原料原産地表示の取組み」と書いてございます。資料4、A3の資料の2ページになります。2ページの一番下から3つ目のところになりますけれども、ちょっと表現が変わっておりますが、「食品の原料原産地表示の推進」ということで、ここの事業につきましては、「消費生活条例に基づく告示を改正し」と、それから「国内で製造される調理冷凍食品」の主な原材料について、原産地表示を義務付ける。そういうことも、ここに緊急に取り組んでいるものにつきましても記載しております。

続きまして、素案の8ページでございますけれども、政策課題2「取引における公正・公平の確保」ということで、ここにつきましては、生活文化スポーツ局が実施している事業が入っております。行政として、取引適正化の指導を徹底するということが、悪質な事業者に対する取締りを強化し、取引における公正・公平を図るとなっております。

施策の方向としましては、(2-1)の「事業活動の適正化」ということで、消費者被害が複雑化・多様化している実態を踏まえまして、事業活動を監視・指導して消費者が安心してできる取引環境を確保するということが、〔具体的な施策の例〕としましては、消費者被害の未然・拡大防止のための悪質事業者に対する取締り強化等々を記載しております。

それから、政策課題の3でございます、「消費者被害の防止・救済」ということで、行政として、相談体制を充実・強化して、悪質事業者の手口その他を注意喚起して、被害の防止・救済を図るということでございます。

施策の方向としては、(3-1)「消費者被害の防止」、(3-2)「消費者被害の救済」となっております。その中で(3-2)、9ページになります。「消費者被害の救済」ということで、具体的な施策の例としまして、消費生活相談体制の充実、それから消費者被害救済委員会の活用、さらに、多重債務問題につきましても対策の推進と、その多重債務者への支援でございます。

政策課題の4でございます。「消費者の自立支援と消費者意向の社会経済活動への反映」としてあります。消費者自らが経済行為の基本的知識・適切な情報をもとに消費生活の質的向上を目指していくことができるように、行政としても消費者に対する情報提供などにより、消費者志向の社会経済活動への反映を図るとしてあります。

施策の方向としては、(4-1)「情報提供の充実」として、10ページになりますけれども、具体的な施策の例としまして、ここにはホームページで「東京くらしWEB」等、

消費生活関連その辺の情報を総合的に提供していきますということになってございます。

それから、(4-2)でございますが、「消費者教育・啓発の推進」ということで、「自立した消費者」として消費者被害を未然に回避するためには、消費者教育・消費者啓発の推進が必要ですよということで、[具体的な施策の例]としましては、「消費者教育の推進」というふうになってございます。「消費者教育の推進」の具体的な施策の中身につきましては、資料4、A3の資料の7ページをご覧くださいと思います。

その(4-2)の一番上でございます。消費者教育の推進ということで、「消費者が、自らの生活価値観に応じた主体的で合理的な消費行動を選択し」云々というふうに書いてございまして、ここではいろんな講座を開設したり、消費者教育読本を開発したり、自主学習推進支援のためのビデオ制作とか、そういうことを予定しているということでございます。

それから素案の10ページ、(4-4)でございますが、「環境保全に関する消費者意向への反映」ということで、具体的な施策の例としましては、11ページにございますが、家庭の省エネ促進支援ということで、これも恐れ入りますが、資料4、A3の資料の8ページでございます。8ページの(4-4)のところを見ていただきたいと思います。一番上に家庭の省エネの促進ということで、これは環境局でございますが、「家庭における温室効果ガスの排出量の6割が」云々というふうに書いてございまして、ここに事業を記載してございます。

それから、政策課題5でございますが、「消費者の意見・意向の行政活動への反映」ということで、消費者意見を含めまして、身近な自治体である区市町村の消費者行政に反映されるよう、消費者と行政とが相互に協力を進めることによって消費者問題の解決を図るということで、(5-1)以降施策の方向としまして、「消費者の都政への参加・参画」等々がございます。

それから、12ページでございますが、(5-3)「消費者との協働の推進」ということで、具体的な施策の例としましては、消費者月間事業というのをやっておりますので、その事業を通して消費者団体等と連携をしていくということで記載させていただいております。

それから、一番最後になりますけれども、施策の体系でございますが、これは、別紙として、素案の一番最後に入っております。

また、この資料の12ページの3番、「消費生活関連施策一覧」というのは、先ほど素案

の途中でご説明させていただきました資料4、A3の表でございます。これにつきましては、今回の改定計画の総事業数は126事業になってございます。再掲とかその他ございまして、ダブっているところがございます。局別もそれぞれございますが、これまでよりも随分充実してきているのかなというふうに思っているところでございます。

これで説明を終わらせていただきます。

消費生活部長 今、簡単な説明でございましたけれども、ポイント等を申し上げますと、1つは、10年間の従来計画期間を5年間に改めて、いろいろな時代の変化に適切に対応したような計画の管理を進めていこうというようなことが1点ございます。

それから、今、時間の関係もありましたものですから、かなり内容についてはかいつまんだご案内になりましたけれども、資料4の個々の事業につきましては、実は昨年11月から、これは審議会のほうからのご指摘などもいただきまして、都庁の内部の関連部局等すべてヒアリングを行いました。特に従来よりも環境サイド、あるいは生活安全面では、東京消防庁との関係、そのほか健康安全面でも福祉保健局との連携、こういったものをかなり強力に進めていく、そうした中で、この基本計画の実効性を高めていこうと、こういうことで整理をさせていただいております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました東京都消費生活基本計画改定の素案につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問があたりの方はご発言ください。

遠藤委員 遠藤でございます。ご説明ご苦労さまでした。

話を聞いても、また19次の答申の内容等からしても、都民の皆さんが特に食品等の安心・安全な判断が非常に難しい。今、説明があったように、そういった安心・安全な食品を提供するのは行政の急務でもあります。特に説明のあった消費者の教育、あるいは啓発、こういったことは非常に大切なことだというふうに思っています。

そんなところから、今回の基本計画の改定に際しまして何点か意見といたしますか、考えを述べさせていただきたいと思っておりますけれども、国のほうでも、先ほども話がありましたように、消費者庁の創設に向けた3原則の発表等もありましたけれども、東京都においても、これまで日本の消費者行政のトップランナーとして、消費生活相談や悪質な業者の取締りに積極的に取り組んできております。しかし、なかなかそれがなくならないのが現在の状況だというふうに思っています。

先ほど申しましたように、都民が安心して暮らせることができ、また、優秀な事業者が活力をもって経済活動を展開していく、そのような観点からも、都民に頼りになる消費者相談窓口というものは非常に重要になってくるというふうに思っております。

先週の土曜日、17日ですか、土曜特別相談を実施したと言われておりますけれども、このようなことを積極的に取り組むことによって、消費者等のトラブル、そういったものは解消されていくんだらうというふうに思っています。そのために、今これまで以上に優秀な相談員を確保するとともに、これはちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、資質・能力というものをさらに高めてもらう必要があると思うんです。

しかし、新聞等の報道によると、相談員の処遇というものが全国的に非常に低いということが問題になっているということでございますが、これが事実であれば、こうしたことを十分に配慮していかなきゃならないだらうというふうに思っております。

そこで、今回の基本計画の改定において、これらのことが十分に反映されるよう、より一層の努力をしていただきたいということが1点であります。その次に、立川市に多摩地区における東京都の消費生活行政の拠点としてありました多摩の消費者生活センター、これも北から南に移転をされました。これを契機に多摩での地域に根差した新たな事業展開、これについても、やはり積極的に展開をしていっていただきたい、このことを要望させていただきます。

以上であります。

松本会長 どうぞ。

消費生活総合センター所長 消費生活総合センター所長の永野でございます。ただいまの遠藤委員のお話について、ちょっと私から、2点ばかりにつきまして答えさせていただきます。

まず、1点目の相談窓口に関することでございます。都の消費生活総合センターは、平成19年度、昨年度ですけれども、受け付けた相談件数というのが4万140件ということで、実は前年度よりも約2,000件増加してございます。携帯電話などを利用した新たな架空請求の手口が出てきたり、それから高齢者や社会経験の浅い若い層をねらった悪質な被害があとを絶たないというのが現状でございます。今なお消費者被害に遭っている多くの都民の相談需要に応えていくためには、うちのセンターにおける相談体制をより一層、充実していかなければいけないということで考えてございます。今回の土曜特別相談につきましても、その一環として位置づけたものでございまして、基本計画にも反映できるようにし

たいというように考えてございます。

また、優秀な相談員の確保の件でございますけれども、実は当センターでは、ほかの県にはない専門分野別のグループ制をとってしまっていて、例えば、非常に今問題になっていまして複雑な金融商品ですね、保険とか投資関係、それから、日々どんどん技術革新で変わっていく情報通信関係、こういった非常に難しい相談についても、非常に的確なアドバイスなり、あっせんなりを進めています。こうした高度な専門的な相談員体制を確保するためには、やはり、それに見合った処遇がなければ、なかなか人材の確保というのは難しいというふうに考えてございます。したがって、今後、処遇の面を十分配慮しながら、より優秀な相談員の確保、また育成に努めてまいりたいと思います。

もう1点、多摩のセンターでございます。遠藤委員から説明していただいたように、多摩の消費生活センターですけれども、今、立川駅の南口から10分程度のところに東京都の北多摩北部建設事務所がございまして、その3階にこの3月に移転いたしまして、非常に施設も使い勝手がよくて、しかも今までにはなかったんですけれども、駐車場も完備されてございます。今後の事業展開ですけれども、多摩地域に立地しているという、こういったメリットを十分に生かして、食の安全や安心の視点から、調理施設を備えた実習室もつくりましたので、地産地消の推進、それから食育に関する事業、また都の関係部局と連携いたしまして、農林畜産関係の施設の見学なども組み込んだ、そういった体験型の講座なども企画しまして、計画的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

佐野委員 まず、10年から5年になったというところで申し上げたいんですが、先ほどもありましたように、今、消費者行政がどんどん動いております。ここで5年とはっきり書いてしまうのは、一つの足かせになるのではないかなと。基本的に5年という形で、随時変えなければならないときにはきちんと変更するという形をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ事故情報のところなんです、A3の資料、東京都消費生活基本計画施策一覧の資料4の1ページ下から4つ目に、事故防止対策の推進というところで消防庁が入っています。

それから、4ページのところの真ん中あたりに幾つか被害防止、また、安全性に関する調査とかいろいろ書かれているんですが、このところも、消費者に対する情報提供とい

うのは非常に大切なのですが、あっちこっちばらばらやらないようにということをお願いしたいので、情報提供、それから注意喚起など、消費者に提供するときにはぜひ連携をとってやっていただきたい。あっちで言っていること、こっちで言っていることがわかりづらいつらとか、一元化できるものはしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ非常に残念なのが環境の部門なんですけど、8ページに環境があるんですが、すべて環境局で、生活文化スポーツ局は何もしないのかということになっていますが、以前、97年にグリーンコンシューマーというものを推進するものができました。98年から「環境にやさしい買い物キャンペーン」というのを10月にずっと行っています。東京都がスタートして、四、五年前には東京都になって全国に、そこまで広げたという実績がありながら、それを何も継続しないというのは非常に残念なことなので、ぜひ、消費者が買い物するときに環境を配慮するという形で、生活文化スポーツ局で何か一つ環境に関する項目を挙げていただけないかなというふうに思います。

以上です。

松本会長 どうぞ。

消費生活部長 3点についてのお尋ねでございました。まず、1点目の5年間ということに縛られない、それぞれの状況に応じて適切に対応するには、場合によったらローリングもということではないかというふうに思います。この点については、部会のところでご審議をいただいて、その辺の方法についてもご検討いただこうかというふうに思っております。

私どもとしては、やはり今お話のように、今回5年間にしたのは、目的が、とにかくそういう時代の変化、環境の変化にいかに対応するかというところがございますので、それについては、十分に配慮していきたいなというふうに思っております。

それから2点目でございますが、当然のことながら、いろいろな情報発信というのは、個々のところてばらばらにやっているのでは、あまり意味がないということも十分承知しておりますので、今回のこの基本計画を進めるにおいては、これまで以上に連携を深めて、できるだけ効果的な方法も選択をして進めていきたいというふうに考えております。その辺についても部会のところでご議論をいただきたいなというふうに考えております。

それから、環境局についてお話がございましたが、実は所管局というふうになっておりまして、もうちょっと丁寧に説明をきちっとすればよかったんですが、いわゆる所管局と申し上げますと、その事業を直接所管をしているということですので、その事業を進めてい

くにおいては、例えば、先ほどのお話のように交通局であるとか、あるいは下水道局であるとかというのは、企業局との連携とかそういったものも、当然、それぞれの所管局が連絡をとりながら進めているというような実態もございますので、ここでは主たる所管の局を示させていただいたというような事情でございます。

いずれにしても、私ども生活文化スポーツ局のほうも、環境問題についても、例えば、消費者月間事業などでも取り上げるなど、いろいろな取り組みについては考えておりますので、ここではそういった意味で施策を整理させていただいているというふうにご理解をいただきたいと思います。

松本会長 ほか。細川委員。

細川委員 2つございます。1つは、私、大学で消費者問題を教えたりしていますけれども、学校教育における消費者教育がまだ不十分だということで、そういう意味できょうの名簿を拝見させていただきますと、教育に携わる方、あるいは教育の専門家がかなり入られていますので、これは東京都も消費者教育の重要性を意識されているということの意思表示じゃないかなと思いますので、せっかくそういう方に入っているわけですから、ぜひ消費者教育、特に学校における消費者教育が進むようにしていただければなというふうに思います。

2点目が被害救済についてなんですけれども、先ほど池本先生が、むしろ日本の消費者行政というのは、国よりも自治体のほうが進んできていたということをおっしゃいまして、それはそのとおりで、日本の消費者行政というのは、ボトムアップで進んできた部分はかなりあると思うんです。それに比べて、韓国はかなりトップダウンでやっているんですけれども、ところが最近、先ほど消費者庁のお話もありましたけれども、かなり国の動きが早くて、素案を考えたときぐらいから考えても、ちょっと信じられないぐらいに国の動きが早いんですね。そういうふうにと考えると、この素案の考え方自体もちょっと古いような、もっと新しいものを盛り込んでもいいというような感じがちょっといたします。

というのは、日本の消費者行政というのは、今まで言われてきたのが、「規制行政」と「支援行政」の2本立てだと。事業者を規制するという行政と、消費者を支援するという大きく分けて2本立てという考えできていましたし、この素案をそういう考えのような感じがするんですけれども、ただ、松本先生が最近書かれた論文で、「救済行政」という考えを出されているんですね。これは非常に僕は重要な視点だと思うんですけれども、そもそも今までの消費者の救済というのは、支援行政の中に含んでいたんですね。それを独立

して、そういう主張をされるというのは、今までは非公式な調停とか、あっせんというような形で消費者の被害を救済していた。

ところが、一步踏み出して、行政が権限を行使する形で、例えば、事業者を裁判に訴えて、消費者に代わって行政が損害賠償請求して、それを消費者に分配するとか、あるいは場合によっては、行政命令の中に被害救済命令も含まれないか。ここら辺なんかも今までは考えられなかったことですがけれども、きょうの読売の朝刊なんかを見ると、いわゆる父権訴訟という裁判を通じて行政が裁判を起こすという、そういうようなものまで国が検討しているということですので、そういう視点も考えると、こういった行政が積極的に民事の契約の効力に影響を及ぼすような形で権限を行使する、もちろん、これに対する批判もあるわけですがけれども、そういったものも含めて、今後自治体がどういう役割を果たすかを考えなければならない時代になっているんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

松本会長 どうぞ。

生活文化スポーツ局長 大変貴重なご提言をいただきましたので、ぜひ専門部会の中でご検討いただければと思います。

それでは、私どもの基本的なスタンスですが、行政の実務を担当しております者としては、現場でのいろんな情報、それから、解決の今までのパターン等を考えて、行政のほうで、こういう点についてもう一步踏み出したいとか、あるいは皆さん方のほうから、一步踏み出すべきであるというようなご提言をいただければというぐあいに考えております。現実には、19次で行政刑罰の導入ということで検討して、禁止命令を入れるとか、あるいはまた、原料原産地表示で消費生活条例に基づいて調理済み冷凍食品についての対応を考えたというようなことがございます。これから先は、実際に被害に遭われている消費者のほうからの意見等がたくさん寄せられておりますので、その現場の感覚を重視しながら、さらに制度として新しいものが盛り込まれるように努力していきたいと思っております。

松本会長 ありがとうございます。大山委員どうぞ。

大山委員 幾つか意見を言わせてください。

1つは、消費生活基本計画ということで、今、原油価格の上昇と、それからそれに伴う物価の上昇ということで、生文スポーツ局が調査した都民意識調査でも9割を超える人が物価上昇していて、自己防衛しているというようなことですがけれども、例えば一番最初の、基本計画であるだけに安心できる消費生活基盤の確保という大きな政策課題があるので、

物価対策というのをきちんと位置づけなくていいのかというのを考えているんですけども、ぜひ、部会の中でも検討していただければと思っています。

2つ目は、安心の中で豊洲の市場のことが関連政策の一覧の中に書いてあって、これは2ページに書いてあるわけですけども、「中央卸売市場の整備の推進」ということで、豊洲の地区については、築地市場の移転先とされている豊洲地区の土壌汚染問題での専門家会議が昨日も開かれているわけですが、ベンゼンが環境基準の4万3,000倍出ているというのは既に報道されていて、さらにシアン化合物だとか、ヒ素だとか、六価クロムも基準値以上に出ているということが発表されたわけですけども、この書き方というか、「安全で安心できる消費生活基盤の確保」というところに、土壌汚染、水質汚染がこれだけひどいところに築地市場を移転することを前提に書いているということは、ちょっとこれはまずいんじゃないかと思うんですよ。だから、この豊洲移転を前提とするのではなくて、移転の見直しもしなきゃいけないじゃないかということも言われているわけですから、移転を前提するのではないことに抜本的に書換えなきゃいけないんじゃないかと思っています。

それからあとは、先ほど消費生活相談を土曜日開設しましたということで、消費者の都民の皆さんの相談要望に応えるということでは重要なことだとは思いますが、やはり開設日数を増やすということは、それだけ、今の体制のままやるということが本当に可能なのかということも含めて、実際、専門的な非常勤ということでワーキングプア状態だということも指摘されているわけですので、処遇の改善だとか、それから相談員の体制を整えるということも含めて検討しなきゃいけないことだと思っています。これは専門の方もいらっしゃると思いますので、詳しくは発言していただければと思いますけれども。

あと、遺伝子組換え食品についても、輸入食品のところでも少し書かれるのかもしれませんが、食品表示の問題と、あと国内で自生がかなり広がっているということなども含めて、その調査だとか、作付けへの監視だとか含めて必要じゃないかと思っています。

化学物質過敏症については、私も認識を新たにすることがあるんですけども、患者の皆さんだとか、本人の団体などを含めて情報交換をして、きちんと対策をとれるようにしていただければと思います。

大体意見です。

消費生活部長 今、大山委員から何点かご意見ということでお話ありましたが、実際のところを私どものほうからご案内させていただきたいと思うんですけども。というのは、

例えば、物価対策というようなことで、特に原油価格の高騰が今問題だということで、確かにそういった状況もあるわけで、この点につきましては、実は私ども生活文化スポーツ局が幹事となりまして、全庁的な行政の連絡会議を持っています。そしてその中でいろいろな動きについてそれぞれの関係局が情報を出し合いながら監視をしているという実態がございます。そうしたところなども通じて、今後の対応をどうしていくか、これについても、関係局とも十分に考えながら進めていく必要があるかと思えます。

ただ、物価対策と申し上げましても、やはり1自治体の中で、例えば、今回のようなサブプライムローン問題に端を発したような、こういった投機の中でいろいろと物価が動いていくというようなところで、どこまでできるかというような難しい点もございます。この辺も含めていろいろと検討が必要なのかなと、このように思っております。

それから中央市場の問題、あるいは遺伝子組換え食品の問題、あるいは化学物質等についてのアレルギー対策問題、ここに施策一覧として挙げさせていただきましたのは、要するに、それぞれがそれぞれの所管の中で責任をもって施策を進めているわけでありまして、また、それぞれ専門家などにいろいろとお知恵をいただきながら、つまり、ここと同じような審議会を設置していろいろな議論をして、そして進めているという実態もございます。ですので、私どものほうの審議会といたしましては、ここにある、当然、消費者関連施策として挙げている内容でございますし、また、幹事局ということで、関係する局からもそれぞれの部長級がこの場におりますので、今言ったようなご意見、あるいはご要望等については、まずそちらのほうでご検討いただく中で、そういった状況などについても、またこの審議会のほうでお示しをすると、このように進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本会長 山上委員から。

山上委員 私どもの相談員の体制というところで少しお願いしたいと思っております。私どもの会員の方も総合センターのほうに勤めておりまして、相談件数は全国で一人当たりの件数を言いますと、一番相談を受けているのでないかなというふうに思っております。国の地方行政の充実のところによく言われておりますのが、東京都は別格というような発言がございますが、実はそうではないと私どもの実態調査の中でも浮かび上がってきておりますし、相談員の雇止めということで、5年間というようなことも今年度から入ってくるということも聞いております。部会においては、ぜひとも現場の相談員さんたちのヒア

リングをしっかりと聞いた上で、また、そういう処遇がきちんとしていないと優秀な相談員が集まらないし、出ていってしまうという現状もありますので、ヒアリングをしてよりよい体制を整えて、都民のための被害救済が充実できるように、ぜひしていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

消費生活総合センター所長 1点、雇止めのことなんでしょうが、今回制度が変わりまして、確かに山上委員のおっしゃるとおり、要綱の読みようによっては、5年という対応もできなくはないんですが、ただ、その前まではいわゆる更新という扱いで継続してできると。ただ、5年になりますと、確かに更新が一旦打ち切られる形になるんですが、職務の性質上、特別な理由がある場合は、改めてまた採用するという道もありますので、決してすべて雇止めになるというような制度ではないというふうに私どものほうでは解釈しております。

消費生活部長 非常に優秀な相談員を確保するというのは大変大事でございまして、先ほども遠藤委員のほうからもご指摘ございましたけれども、この辺については、確かに文字で見ますとそういった表現もあるんですが、その中に知事が必要と認めた場合ということで、私どものほうは、現在、10年以上も継続してやっていただいている相談員の方々もかなりおります。ですので、当然、私どものほうは、今、山上委員のお話のように、都民にきちんに対応できる資質と能力を備えた相談員を確保するために、継続した雇用が行われるようにしておるところでございます。

松本会長 どうぞ。

宮崎委員 振り込め詐欺のことでございます。一向に減りませんし、新たな手口も出てきているのは、皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、今後、例えば、教育でありますとか、環境でありますとか、もちろん金融も含めてですけれども、そこら辺と詐欺犯の手口がクロスする形で、少し形態としても新しいのが出てくる心配があるのでないかというふうに思うんです。その意味では、振り込め詐欺という言葉が条例の中にうたい込むことが適当かどうかという問題は別途検討しなきゃならないと思うんですが、そういった商品とか、サービスに関する詐欺というのが古典的な詐欺ということで消費者被害がずうっと続いているんですけれども、やはり振り込め詐欺ということで考えますと、この10年とか、あるいはもっと短く考えれば5年ぐらいで、かなり顕著になってきた消費者被害だろうというふうに思うんです。新たな手口なり、新たな振り込め詐欺の中身が登場してくることを考えますと、そのことを一括りにしてどういう言葉で呼んだらいいかわかりませ

んが、そういったことできちんと位置づけおく必要があるのではないかというふうな気がいたします。

現状どこを読んでも、振り込め詐欺を防ぐという位置づけがなされているようには思えないんです。振り込め詐欺は、特に弱い者をねらって犯罪が行われるというふうなことを考えるますと、かなり重要な問題ではないか。そこはどうしても条例の中で救っていかなければいけない問題だろうというふうに思うんですね。

実際の改定に当たっては、専門部会の委員の方々が細かく検討してくださるというふうに期待しておりますけれども、例えば、現条例の前書きといたしますか、前文を読みますと、そうした振り込め詐欺的な詐欺が、これがつくられた時点では入らないのはやむを得ないわけですが、入っていないというふうに読み取れます。したがって、前文にも、そういった従来の詐欺と違う形の詐欺なんだという、そういったものがこの時代に新しく蔓延しつつある、そういう認識を前文の中にも一言でよいからうたい込むべきではないかというふうに思うんです。前文の中にはグローバル化というのが社会の現象として、この現行の条例の時点では強調されていますけれども、この時点では「IT化」だとか、あるいは「インターネット」という言葉自体も前文の中にはありませんで、そういったことも前文の中では、当然うたい込むべきだろうというふうに思います。しかし、改定案の中には、インターネットの普及ということが書かれておりますので、その点はクリアできているというふうに思うわけです。思うわけですが、振り込め詐欺的な極めて今日的な詐欺犯による詐欺、様々な悪質業者による詐欺というカテゴリーでは括れない、詐欺犯による詐欺ということも前文の中で一言うたい込むべきなのではないかというふうな感じがいたします。

そういうふうにして考えますと、各論のことで恐縮ですけれども、例えば、現行条例の総則の中で1から6まで消費者の権利を守る要点として項目を挙げられていますけれども、今長々と申し上げたような、新たな詐欺についてそれを防止する制度をつくってもらうことを求める権利といたしますか、そういったこともこの中に7つ目の項目としてうたい込む必要があるのではないかというふうな気がするわけです。振り込め詐欺をきちんと位置づけるという前提で考えますと、条文の何カ所かにおいて、そういった概念の表現をしなきゃならないところが出てくるかもしれません。それは整理して考えるべきだろうというふうに思います。

それからもう1点申し上げますと、振り込め詐欺がこんなに言われていて、消費者意識が

弱いというふうに言うしかないと思うんですけども、消費者の間で被害が相変わらず続出しているという、そういうことを考えますと、消費者教育のことで、永野さんのほうからもこれからの趨勢なんかについてご説明がありましたけれども、かしこい消費者を育てるということ、そこに尽きるわけでしょうけれども、だまされない消費者という、例えば、そういったアプローチですね、極めて俗っぽいというか、泥臭いアプローチをこれから一つはしていく必要があるのではないかと。かしこい消費者というふうに言い続けて振り込め詐欺は多分なかなかなくなる。もちろん、簡単にこの被害がなくなるとは思いませんけれども、そういうアプローチもひとつ大事なんじゃないだろうかというふうに思います。

振り込め詐欺というのがもう少し全体的に手口を言いあらわすような適切な表現があれば、そういった表現で新たな手口の詐欺だということで条例の中に位置づけたらどうかというふうな感じがしております。

松本会長 ありがとうございます。条例改正自体は今回は直接の諮問事項とはなっていないわけですが、条例が改正されてからまた数年経っておりますから、手直しする必要がある部分もあるかと思えます。その辺は別途ご審議いただきたいと思えます。そして条例改正をしなくても、当然、基本計画のほうに書き込むべきことはあると思えますので、その辺も踏まえまして、部会のほうでご審議をいただきたいと思えます。

ほかにもご意見、ご質問のある方いらっしゃると思えますけれども、あと報告事項がございますので、素案についての議論はこれまでとさせていただきます、ただいまの様々なご意見を踏まえて、部会のほうでご審議いただきたいと思えます。

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

調査担当副参事 本日は、消費生活部生活安全課より、商品等の安全問題に関する協議会からの報告等2件、また福祉保健局より、食品の原料原産地表示のあり方についての報告が1件ございます。

なお、食品の原料原産地表示に関する報告案件の際、JAS法を所管しております福祉保健局食品医薬品安全担当部長と食品監視課長を説明のため同席させていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

生活安全課長 生活安全課長の長でございます。資料5についてご説明申し上げます。1枚おめくりいただきたいと存じます。

去る3月27日に、折りたたみ椅子等の安全確保につきまして、商品等の安全問題に関する協議会から報告がありました。この協議会は、本日まで出席いただいております諮問委員

に会長をお願いしておりますけれども、消費者、事業者、学経で構成して、商品等における危害や危険から都民を守るために東京都が毎年選定したテーマについて検討を行い、安全対策について提言をいただいているところでございます。

本テーマを取り上げました背景でございますが、私どもの身近にある製品が時として重大な事故を引き起こす危険性を持っております。折りたたみ椅子は、ご存じのように、家庭から学校、公民館等身近な場所に多数存在しておりまして、見るからに構造上も危険である。その安全対策と都民への注意喚起が必要ではないかということで検討を始めました。そこで、折りたたみ椅子等による指挟み事故に関する事故情報を収集しましたところ、1枚目の1に書いてございますけれども、消防庁の救急事故の調べですと、指挟み事故が9件起きております。また、その下のパイオネットでは、過去10年間ですが、23件起きております。うち10件が指切断事故というようなことございました。しかも、その10件のうち、12歳の子どもが半数を占めていることがわかりました。

しかし、製品事故というのは表面化しにくいという実態がございます。それで、潜在化した情報を掘り起こすという意味で、2の消費者アンケートの調査を行いました。その結果、折子込み構造を持つ製品による指挟み事故が約6割の家庭で発生しているということがわかりました。そのうち、いろいろな製品がございますが、折りたたみ椅子が一番多くて、パイオネットでも明らかになったような傾向が出ております。

また、3番の事故事例ですが、収納や設置するときに指を挟む、大人が作業中に子どもを巻き込むなど悲惨な例もございました。そこで、中の水色の冊子の17ページをお開きいただきたいと存じます。

ここで私どもは、事故状況の再現試験を行って構造上の課題を抽出いたしました。19ページに、試験対象と試験方法についてありますが、その結果は20ページの表の11、上のほうですが、試験対象の1とか2は、かなりへこんでおります。それから試験対象3は、厚さ2.8センチを残してへこんでいる。ところが、試験対象4のように、わずかなキズで済んだものもございました。この製品は、折りたたんだときに、すき間が確保できるようになっていたものでございます。

恐れ入ります、また1枚目に戻っていただきたいと存じます。今度は4のところですが、協議会の報告の主な提言内容といたしましては、それらの調査結果を踏まえまして、協議会では、すき間の確保、あるいは自主基準の確保など、安全対策が必要であるとの提言が東京都になされました。そこで、東京都といたしましては、まず、事業者団体に対し安全

確保について要望を行い、これを受けて、各業界では、現在、危険性の高い製品の生産を中止、あるいは危険箇所に張れるような注意ラベル、さらに注意ポスターなどを作成して、会員企業に配付しているということを行っております。また、今後東京都は、さらに消費者や施設管理者が注意喚起できるように、わかりやすいようなリーフレットやポスターを作成して、さらなる周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

商品事故分析担当副参事 消費生活部の池田でございます。家庭用掃除機から排気される微粒子についてのテスト結果についてご報告いたします。恐れ入ります、資料6の1ページをめくっていただけますでしょうか。こちらの資料でご説明いたします。

電機掃除機の排気からは、ダニの死骸ですとか、フンの粉碎物をはじめとした微粒子も排出される可能性があります。こうした微粒子は、様々な健康影響が懸念されております。そこで、掃除機の排気に含まれる微粒子の実態を明らかにし、消費者に情報提供することといたしました。

まず、テスト結果の(1)掃除機排気中の微粒子についてご説明いたします。こちらにあります表をご覧くださいいただけますでしょうか。排気中の微粒子を捕集できるとカタログ等であっておりましたのは、この表のA、D、Gの3機種でございました。それ以外のB、C、E、F、Hといった機種もカタログ等では、単に「排気がきれい」、「クリーン」、「清潔」等の表現を用いております。

測定結果なんです、棒グラフの図にお示ししております。先ほど申しました微粒子が捕集可能と表示されておりましたA、D、Gの結果をご覧ください。グラフをご覧くださいように、ほとんど微粒子が排気中にないか、少量といった結果でございました。それ以外の商品は、微粒子を捕集できるとしているA、D、Gに比べまして、多くの微粒子を排出しているということがわかりました。

次に、(2)室内を浮遊する微粒子の挙動についてご説明いたします。恐縮ですが、別添の資料の4ページ、「図6 掃除機Cにカーボンブラックを吸引させた場合の測定結果」の下2つのグラフをご覧ください。こちらが換気を行っていくにつれて微粒子の濃度がだんだん下がっていくということを調べた結果なんですけれども、これでおわかりのように、30分以上経たないと微粒子は室内を浮遊しているということがわかりました。

もとの商品テスト結果の資料に戻っていただけますでしょうか。こちらに書いてありますように、換気を行った場合でも、掃除機停止後、微粒子濃度が元の状態に戻るまで30分

から60分かかるといったことをごさいます。

こうした結果を受けまして、消費者へのアドバイスですが、1つ目としまして、乳幼児、特に小児ぜん息等が心配な方がいらっしゃるご家庭では、商品を選択する際に、微粒子の捕集性能といった観点からも検討していただくということをお勧めしたいと思います。

それから(2)なのですが、使用中はもちろん、使用後も窓を開けて十分な換気を行いましょうという、こういった2点をごさいます。

それから、東京都の対応といたしましては、こちらの裏にごさいますように、まだ掃除機のこうした微粒子につきましては、日本工業規格(JIS)で基準が設けられておりませんので、微粒子の放出について規定すること等を提案いたしました。それから、メーカーが加入する業界団体への要望、小売店が加入する業界団体への情報提供を都の対応として行っております。

以上をごさいます。

松本会長 ありがとうございます。ただいまの2件の報告につきまして、どうぞご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

遠藤委員 微粒子の都の対応ね、ここに微粒子の放出について規定すること及び結果を消費者に提供することを提案しましたというけれども、放出というのは、掃除機をかけるでしょう、要するに空中にその微粒子が舞っちゃうという、そういう意味？

商品事故分析担当副参事 はい。

遠藤委員 それがAとかDは、そういうことをさせずに完全に吸収しちゃうという意味ですか。

商品事故分析担当副参事 微粒子というのは、5 μm以上の粒子形のものでして、そういったものを、商品によっては捕集することができなくて、そのまま紙パックとか、サイクロンを通して外に出ていくものがあるということです。大きな粒子形のごみは、もちろん、そういったものでも捕集はできます。

遠藤委員 ここにもありますよね、非常に吸収のいいのはAとBかな。いわゆる微粒子を拡散せずに、全部掃除式の中にたまっているということ？ 抜け出さないで。

商品事故分析担当副参事 そうです。そういったものは捕集しているということです。

遠藤委員 これは掃除機によって違うんでしょう。だから、値段によるとか、メーカーとか、いろいろそういう差があるわけ？

商品事故分析担当副参事 図にごさいますように、表示しているものと比べて2,000か

ら7,000倍の微粒子を多いものでは排気しているという状況でございます。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

もしございませんようでしたら、次の食品の原料原産地表示に関する告示につきまして、現在の進捗状況をご報告願います。

食品医薬品安全担当部長（福祉保健局） 福祉保健局食品医薬品安全担当部長の奥澤でございます。

去る4月30日の第19次消費生活対策審議会第8回総会において答申をいただきました「食品の原料原産地表示」につきまして、実施に向けた現在の進捗状況についてご報告申し上げます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料7をご覧ください。現在進めております、告示改正の検討内容につきまして簡単に示したものでございます。内容につきましては、4月30日にいただきました答申の内容に沿ったものでございます。

まず、方法でございますが、東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等として、現在指定されております調理冷凍食品の一部改正を行うことにより、国内で製造される消費者向けの調理冷凍食品に原料原産地の表示を義務付けるものでございます。

表示すべき原材料の範囲でございますが、1つは、原材料の重量に占める割合上位3位までのもの。もう一つが海老ピラフのエビのように、商品名に原材料の一部を冠した場合のその原材料でございます。

次に、表示すべき原材料の種類でございますが、まず1つは、生鮮食品でございます。それともう一つが生鮮食品に近い加工食品、具体的には、資料7-1の右側に記載した20食品群と4品目、これがそれに相当します。

なお、JAS法の規定では、これらの素材が業務用の用途に限られる場合には、原産地表示の対象となっております。しかし、今回の都の制度では、これらの素材を原材料として用いまして、消費者向けの調理冷凍食品を製造する場合にも、その調理冷凍食品の原料原産地表示の対象とするものでございます。

表示の方法でございますが、もう一度資料の7をご覧くださいと思います。食品の包装に印刷、あるいはラベル等で表示することを原則とし、それが極めて困難な場合には、インターネット等による情報提供も認めようとするものでございます。ただし、この場合でありましても、食品の包装に原料原産地の情報を提供している旨の表示を求めるもので

ございます。

本制度は、告示と同時に施行する予定でございますが、事業者における準備の期間も考慮いたしまして、9カ月の経過措置期間を想定しております。

最後に、今後の手続でございますが、恐れ入りますが、資料7-2をご覧ください。

告示に向けてまず行わなければならない手続としてWTO通報がございます。ただいまご報告を申し上げました内容で、WTO通報を行うべき現在そのための準備を進めております。この手続を経た後、早ければ、8月末に告示を行う予定でございます。併せて本制度の周知と普及を図るため、リーフレットの作成、都民向けのシンポジウム、事業者向けの説明会の開催などを予定しております。

以上、現在の進捗状況についてご報告をさせていただきました。

松本会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問ございましたら、どうぞお出してください。大山委員どうぞ。

大山委員 品質表示がスタートするということでは、消費者行政としては一歩前進だということでは重要だったわけですがけれども、この間の議論の中でも、対象となる食品がまだまだ少なかったり、それから、小麦なんかはたくさん使われていても表示しなくても済むとかということ、それから議論の中でも、トレースできないものもあるんだということも改めてあったわけですがけれども、今回は短期的にやったわけですが、表示について、やはりまだまだ課題がたくさんあると思いますので、例えば、消対審の常設の部会みたいな形で長期的に検討するとかということは検討できないでしょうか。

松本会長 宮川部長どうぞ。

消費生活部長 今私どものほうといたしましては、ただいま担当部長がご案内申しあげましたように、4月30日にご答申をいただいたものを、いかに実施させていくかといいたすか、当然、都民のご理解もいただき、併せて事業者もこの告示に沿って実行していただくと、まずそれに全力を傾注していきたいと。それからもう一つの目的は、やはり国のほうで、都の動きを真剣に受け止めていただいて、こういった問題は全国ベースで進めていくべき問題でもあるというふうに考えておりますので、そういった点も私どもとしてはしっかりと見守っていきたいと、このように考えておりますので、当面は、ぜひ、そういったところで皆さん方にもご理解をいただいて進めさせていただきたいというふうに考えております。

松本会長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ遠藤委員。

遠藤委員 くどいようですが、さっきの掃除機、これは捕集する率、この掃除機はこのくらいしますよ、そういうものは掃除機に何か表示かなんかあるの、そういうものは全然ないの？

商品事故分析担当副参事 微粒子が捕集できるものは、カタログですとか、インターネットのサイトですとか、外箱とか、そういったものに微粒子が捕集できるということがはっきり書いてありますので、ご購入の際は、そういった微粒子を捕集できるものがほしいという場合は、そういった表示をよく見ていただければおわかりになると思いますが。

遠藤委員 一般の人はわからないだろうね、どうですかね。

松本会長 ほかにございませんか。

それでは、その他事務局から何かご報告がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

調査担当副参事 この後、部会の第1回目を、この後隣の特別会議室Dにおいて開催をいたします。別途ご案内をいたしますので、部会員の方には、このままお残りいただきたく存じます。

次に、次回の総会の開催についてでございますが、今のところ7月末を予定しております。部会からのご報告をいただいた後、答申をいただきたく存じますので、会長、部会長にご相談させていただきながら、日程を調整いたしたいと考えております。詳細は改めてご連絡させていただきます。何かとお忙しい時期ではございますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

松本会長 ありがとうございます。これをもちまして、本日予定されました審議はすべて終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。

午前11時55分閉会